

# 令和8年度香港等における県産農林水産物等の魅力発信事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和8年度香港等における県産農林水産物等の魅力発信事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

## 1 目的

香港現地における食品商談会への出展及び香港・韓国での現地イベント出展の取組を通じて、福島県の現状や県産農林水産物等の安全性確保の取組、県産農林水産物等の魅力などの情報発信を行うことで、現地バイヤー等との関係構築及び商談機会の創出を図り、県産農林水産物等の風評払拭及び販路回復につなげることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

## 3 業務の内容

### (1) 香港における県産農林水産物等の販路回復支援

香港における食品商談会への出展及びそれに向けた県内事業者向けの輸出交流会の実施をとおして、県内事業者の輸出に対する理解促進、現地ニーズの把握、商談機会の創出を一体的に実施することで、現地バイヤー等との関係構築、県産農林水産物等の風評払拭及び販路回復につなげる。

#### ア 福島県内における香港向け輸出交流会の実施

香港向け輸出に関心を有する県内事業者を対象として、輸出に関する知識習得及び現地ニーズ把握を目的とした交流会を実施する。

#### (ア) 実施内容

次の内容の交流会を実施するための、講師手配及び会場確保、参加者募集、当日の運営等に関する一切の業務を行うこと。

- ・ 香港市場、輸出業務等に精通した者を講師とした、輸出先国のトレンド、輸入規制、商流等に関するセミナー
- ・ 香港市場に精通した現地コーディネーター等との交流

#### (イ) 参加対象者

県内農林水産事業者及び食品関連事業者 20社程度を想定する

#### (ウ) 実施時期及び回数

令和8年8月から9月の間で1回

#### (エ) 会場

福島県内の会場

#### イ 香港現地における食品商談会への出展支援

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所が実施する「日本産食品

グローバルゲートウェイ事業」における食品商談会への県内事業者の出展を実施することで現地バイヤー等との関係構築を図る。

(ア) 実施時期

令和8年12月（予定）中に1回

(イ) 実施内容

- ・ 香港に輸出を行っている事業者等や、香港以外に輸出を行っており、香港への輸出に意欲的な事業者等を3者程度参加させること。なお、帯同する事業者等の決定は、受託者と協議のうえ福島県が行う。
- ・ 帯同する事業者等が円滑に商談会に参加できるよう、渡航日程の管理や連絡調整等、必要な支援を実施すること。
- ・ 現地への渡航及び滞在にかかる費用について、1社あたり20万円を上限に補助すること。
- ・ 事業者等が現地のバイヤー等と円滑にコミュニケーションを取れるよう、日本語及び広東語での通訳が可能な者を商談会のブースに配置すること。

(ウ) 試食試飲品等の輸送

試食試飲品及び商談会参加にあたり必要な飲食物や資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）について、帯同する事業者等や、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと。

(エ) 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

(2) 現地における県産農林水産物等のフェアの実施

香港現地においてブースを設け、県産農林水産物等の魅力を伝えるフェアを実施し、県産農林水産物の魅力や安全性を発信する。

(ア) 実施箇所

香港現地において1箇所以上

(イ) 実施期間

令和8年9月から11月の間で各2日間以上

(ウ) 実施内容

- ・ 香港現地において特設ブースを設け、県産品の魅力を伝えるフェアを実施すること。
- ・ 県産品の魅力が伝わるようなPOP等を掲示すること。
- ・ 県産農林水産物及び福島の魅力や安全・安心を発信するパネル、映像モニター等を設けること。
- ・ アンケートの実施により福島県産品の印象等を調査すること。

(エ) 県産農林水産物等の輸送

県産農林水産物等を輸送する場合は県内事業者、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、香港への輸出が可能なものを手配し輸送すること。

なお、輸送の際は、香港当局の検疫条件等を満たしたものを取り扱うことに十

分留意すること。

また、フェア実施にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと。

(オ) 現場スタッフ等への事前研修の実施

フェア実施前に、現場スタッフ等に対して、福島県の基本情報や県産品の魅力、安全・安心の取組等に関する研修を実施すること（リモートでも可）。

(カ) 各種申請

事業実施にあたり、各種申請が必要な場合は取りまとめて行い、イベントを行う際は、必要に応じてイベント保険に加入すること。また、安全管理を徹底し、疑義が生じた場合は、県と協議し、適宜対応すること。

(3) 各現地におけるレセプションへの出展

香港及び韓国現地で開催される福島県の指定するイベント（在香港日本国総領事館主催「天皇誕生日祝賀レセプション」及び在大韓民国日本国大使館主催「天皇誕生日祝賀レセプション」を想定）において、福島県ブースを出展し、県産農林水産物等の魅力を発信する。

ア 天皇誕生日祝賀レセプションへの出展

(ア) 実施期間等

令和8年2月（予定）に各1回

(イ) 実施内容

県産農林水産物及び必要資材等を福島県と調整のうえで手配し、イベント会場でのブース運営を行う。なお、イベント出展の申込及び主催者との連絡調整は福島県が行うこととし、会場使用料は本業務において発生しないものとする。

(ウ) 試食試飲品の輸送

参加者が本県の食文化に対し興味関心を惹くような試食試飲品（調理が必要な場合、ブース内で行う簡易な調理を想定する。）を選定すること。

なお、選定にあたっては、当該国・地域の検疫条件や諸規制を満たしたものを取り扱うことに十分留意すること。

また、試食試飲品及びイベント出展にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと

(エ) 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

## 4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

## 5 成果品

- (1) 「3 業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）。
- (2) その他福島県が必要と判断したもの。

## 6 財産権の取扱い

受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。
- (2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

## 7 その他

### (1) 仕様変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

### (2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

### (3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

### (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存しなければならない。